

※申請・申込が必要となります。

事業資金関係**〔日本政策金融公庫〕**

◇「災害貸付」

- ・対象者： 被害を受けた岡山県に事業所を有する中小企業・小規模事業者。罹災証明必要。
- ・融資限度額（各融資制度に上乗せされる金額）： 3,000万円
- ・融資期間（うち据置期間）： 10年以内（2年以内）
- ・融資利率： 年1.36%（事業者用罹災証明を受けた方は、特例措置で3年間利率を0.9%引下げ→0.46%）
注）利率引下げ適用の限度額：1,000万円

※問い合わせ・相談窓口：（株）日本政策金融公庫岡山支店（国民生活事業） TEL：086-225-0011

〔岡山県(岡山県信用保証協会)〕

◇「危機対策資金」

- ・対象者： 売上高等が前年同月比20%以上減少し、市長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者（100%保証）。
- ・融資限度額： 8,000万円
- ・融資期間（うち据置期間）： 10年以内（2年以内）
- ・融資利率（保証料率）： 年1.15%以内（年0.6%）（独自割引0.2%適用後）

※問い合わせ・相談窓口： 県内取扱金融機関及び岡山県信用保証協会（TEL：086-243-1122）

〔岡山市〕

◇「経営安定資金融資」（取扱い：平成31年3月29日まで）

- ・対象者： 今回の災害で直接被害を受けた中小企業者。事業者用罹災証明書が必要。
- ・融資限度額： 1,500万円
- ・融資期間（うち据置期間）： 10年以内（1年以内）
- ・融資利率： 年1.41%（事業者用罹災証明を受けた方は、特例措置で岡山市が3年間の金利を全額補給）
注）金利は実質0%となるが、保証料は通常どおり必要
- ・保証料率： 年0.6%（セーフティネット4号の場合） 年0.25～1.56%（その他）
- ・担保・保証人： 保証協会の定めるところによる

※問い合わせ・相談窓口： 岡山市産業振興・雇用推進課（TEL：086-803-1325）

〔中小機構〕

◇「小規模企業共済 災害時貸付」

- ・対象者： 50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の要件に該当し、被災証明（商工会等）もしくは罹災証明（行政）を受けていること。
- ・借入限度額： 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数）と1,000万円のいずれか少ない額
- ・借入期間： 借入金額500万円以下36か月 505万円以上60か月
- ・利率： 年0.9%（2018年7月19日現在）

※問い合わせ・相談窓口： 独行）中小企業基盤整備機構（TEL：03-3433-8811）

税金関係（税金の減免等）**〔国税〕**

◇ 岡山県、広島県・山口県及び愛媛県の一部地域における国税に関する申告期限等の延長

- ・内容： 国税に関する申告、申請、届出その他の書類の提出、納付または徴収に関する期限のうち、以下の地域に国税の納税地を有する者に係るもので、平成30年7月5日以降に到来するものの期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。
- ・指定地域（うち岡山県）： 岡山市北区・東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

※問い合わせ・相談窓口： 各税務署

〔県税〕

- ① 自動車税の減免
 - ・被災した自動車を使用不能で廃車 被災日の翌月分から月割りで減額・還付
 - ・被災した自動車を修繕 修繕額に応じてH31 税額の 1/4 または 1/2 減免
- ② 自動車取得税の減免
 - ・被災で廃車した自動車の代わりに自動車を取得 県が算定する残存価格に税率を乗じて減額
 - ・取得後 1 ヶ月以内の自動車が廃車で廃車 納めた自動車取得取得税全額の還付
- ③ 不動産取得税の減免
 - ・取得 1 年以内の不動産が滅失等 被害部分に相当する税額を減免
 - ・滅失等から 3 年以内に代替不動産を取得 認定被害程度に応じ、20～100%相当分を減免
- ④ 個人事業税の減免
 - ・事業用資産の損害が総額の 1/2 以上 事業所得の金額で、税額の 1/4～全額の減免
 - (前年事業所得が 1 千万円以下の場合)

〔申告・納付等期限の延長〕

- ・指定した地域及び期日で、県税の申告・納付等の期限を延長する予定。指定外の地域についても、期限内申告、納付等が困難な場合、個別相談（徴収猶予等含む）あり。

※問い合わせ・相談窓口： 備前県民局税務部（TEL：086-233-9810）

労働関係

〔国の雇用調整助成金の特例措置〕

- ① 雇用調整助成金
経済上の理由により事業活動の縮小した事業主が、一時的に休業等または出向で労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度
※中小企業の場合：受給限度額 1 人 1 日当たり 8, 2 0 5 円、助成割合 2 / 3
 - ② 生産指標の確認期間が 3 か月から 1 か月への短縮
現行、対前年同期で 10%以上減少が必要とされる生産指標の確認期間を最近 1 か月に短縮。
 - ③ 平成 3 0 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象
今回災害発生時において起業後 1 年未満の事業主については、発生時直前の指標と比較する。
 - ④ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
現行の雇用指標の最近 3 か月の月平均値が、前年同期と比べ増加していないという条件を今回撤廃。
- ※問い合わせ・相談窓口（無料相談会あり）： 岡山県社会保険労務士会（TEL:086-226-0164）

〔失業手当と休業手当を支払う場合の助成金〕

- ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合
一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約含む）が、雇用保険の失業手当を受給できる。
- ② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合
今回の災害に伴う経済上の理由により「事業活動縮小」が余儀なくされた事業主が、労使間協定に基づき休業を行い、その休業についての手当支払えば雇用調整助成金が利用可能。

※問い合わせ・相談窓口：

- ①岡山労働局職業安定課（TEL:086-801-5103）ハローワーク岡山（TEL:086-241-3222）
- ②岡山労働局助成金事務室（TEL:086-238-5301）、岡山労働局職業対策課（TEL:086-801-5107）

〔労働保険料等の納付猶予〕

- ① 対象事業主 事業財産に相当の損失（概ね 20%以上）を受けた事業主
- ② 対象労働保険料等 被災日以後 1 年以内に納付が確定した労働保険料の全部か一部
- ③ 必要手続き 岡山労働局か監督署に必要書類を提出

※問い合わせ・相談窓口： 岡山労働局労働保険徴収室（TEL：086-225-2012）

法律関係

〔弁護士会〕

- ・無料電話相談ダイヤル 0120-888-769（毎日 1 2～1 6 時）
- ・法律相談 各法律相談センターで無料相談会開催（要予約）

※問い合わせ・相談窓口： 岡山弁護士会 予約受付 TEL：086-234-5888（平日 9:00～17:00）

お気軽に商工会までおたずねください。 岡山北商工会（御津本部） TEL:086-724-2131

平成30年7月豪雨災害 住民向け支援施策一覧(主なもの)

※申請・申込が必要となります。

住宅

① 半壊建物の応急修理での公的支援 (岡山市)

被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するために、業者へ委託する場合、岡山市を通して行うもの。57万6千円。(仮設住宅の入居制限がある可能性あり)

※問い合わせ・相談窓口： 岡山市住宅課 (TEL:086-803-1466)

② 被災者生活再建支援金 (岡山市)

基礎支援金(全壊等100万円、大規模半壊:50万円)、加算支援金(住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃貸50万円)。借入人も対象。用途制限無し。単身世帯は3/4。

※問い合わせ先： 岡山市福祉援護課 (TEL:086-803-1218)

③ 被災ローン減免制度

災害によって住宅・事業性・自動車・教育ローン等の債務弁済が難しくなった個人が利用可。現預金(500万円)等を手元に残した上で、残ローンの減免を受けられる。

※相談先： 岡山弁護士会 (TEL:086-234-5888)

④ 災害復興住宅融資

被災住宅の復旧するための建設・購入資金に向けた住宅ローン。

※問い合わせ先：住宅金融支援機構 (TEL:0120-086-353)

見舞金

① 災害弔慰金

死亡した生活維持者の遺族に対して支給する制度。最大500万円

※問い合わせ先：岡山市福祉援護課 (TEL:086-803-1218)

② 災害障害見舞金

災害で介護が必要な重い障害を受けた場合に支給される制度。最大250万円。

※問い合わせ先：岡山市福祉援護課 (TEL:086-803-1218)

生活資金

◇生活資金貸付制度

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| ・災害援護資金(岡山市) | 限度額:350万円。所得制限あり。 |
| ・生活福祉資金(社会福祉協議会) | 生活支援、一時生活再建費、緊急小口資金として貸付。 |
| ・母子父子寡婦福祉資金(福祉事務所) | 児童の福祉増進目的で無利子または低利で貸付 |
| ・年金担保貸付(福祉医療機構) | 現在年金を受給している人が利用可。 |

教育

① 幼稚園の就園奨励

入園料・保育料の減免・猶予

② 教科書等の無償給与

小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。

③ 小中学生の就学援助措置

就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

④ 高等学校授業料等減免措置

授業料、受講料、入学料、受験料の減免、猶予。

⑤ 大学等授業料等減免措置

授業料等の減免、猶予(学校により異なる)

※問い合わせ・相談窓口： 行政等の各窓口

⑥ 国の教育ローン

入学資金、在学資金等の融資。1人あたり350万円以内。

※問い合わせ・相談窓口：(株)日本政策金融公庫岡山支店(国民生活事業) TEL:086-225-0011

お気軽に商工会までおたずねください。 岡山北商工会(御津本部) TEL:086-724-2131